

令和8年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="320 604 1133 695">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 908 1514">令和8年8月</p> <p data-bbox="549 1625 908 1694">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1581 604 2395 695">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2163 1514">令和7年8月</p> <p data-bbox="1804 1625 2163 1694">富山県土木部</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

令和8年度改正	現 行	備 考
<p><b>第1章 総 則</b>  <b>第2条 業務の実施</b></p> <p>測量業務等は、富山県の定める公共測量作業規程（以下「規程」という。）により実施するものとする。          なお、規程第9条に規定する「主任技術者」は「管理技術者」に読み替えるものとする。</p> <p>また、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途<u>国土</u>地理院より定めるマニュアルによるものとする。</p> <p><b>第31条 個人情報取扱特記事項</b>          8 再委託の禁止及び再委託時の措置          (1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその取<del>り</del>扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p><b>第35条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b>          2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に<u>その理由を付した書面によって</u>調査職員に<u>連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により</u>提出しなければならない。</p> <p><b>第36条 行政情報流出防止対策の強化</b>          2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。（関係法令等の遵守）          行政情報の取<del>り</del>扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>（電子情報の取<del>り</del>扱いに関するセキュリティの確保）          受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。          イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用          ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用          ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存          ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送          ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p>	<p><b>第1章 総 則</b>  <b>第2条 業務の実施</b></p> <p>測量業務等は、富山県の定める公共測量作業規程（以下「規程」という。）により実施するものとする。          なお、規程第9条に規定する「主任技術者」は「管理技術者」に読み替えるものとする。</p> <p>また、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。</p> <p><b>第31条 個人情報取扱特記事項</b>          8 再委託の禁止及び再委託時の措置          (1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその取<del>り</del>扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p><b>第35条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更</b>          2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。</p> <p><b>第36条 行政情報流出防止対策の強化</b>          2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。（関係法令等の遵守）          行政情報の取<del>り</del>扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>（電子情報の取<del>り</del>扱いに関するセキュリティの確保）          受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。          イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用          ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用          ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存          ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送          ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p>	